



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

資料3-3

公益通報者保護専門調査会 資料

# 労働基準監督業務について

平成30年6月13日  
厚生労働省

# 労働基準監督行政の概要

## 背景・趣旨

- 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法などの労働基準関係法令は、罰則をもって最低の労働条件の遵守を求めるもの。
- しかしながら、法令違反があった場合に労使間の交渉や民事裁判による紛争解決だけでは長時間を要する等、権利救済の観点からは不十分。
- このため、違反行為の発生を未然に防止し、かつ、早急に是正させるための機能を持つ労働基準監督官制度を設けている。

## 概要・仕組み

- 労働基準関係法令の履行確保は、労働基準監督官により行われる。
  - ・監督指導 : 法令上問題のあるおそれのある事業場に対し行う
  - ・司法処分 : 事案の内容が重大または悪質な場合に行う
  - ・使用停止命令等 : 労働災害防止のため、急迫した危険がある場合に行う

## 基本データ

- 労働基準監督組織
  - 都道府県労働局 47局
  - 労働基準監督署 325署(支署含む)
  - 労働基準監督官 2,991人 (いずれも平成30年度末)

# 労働基準監督署の監督指導

定期監督等

事業場の実態  
について確認

申告監督

使用者からの  
事情聴取

労働者・使用者  
双方の主張の  
整理・再確認等

法違反なし

法違反あり

是正指導（法の周知・改善方法の説明）

是正

未是正

完結

送検

重大・悪質

重大・悪質

## 労働基準法第104条

(監督機関に対する申告)

- 1 事業場に、この法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を行政官庁又は労働基準監督官に申告することができる。
- 2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱をしてはならない。

- 労働基準法第104条第2項の規定に違反した者に対しては、6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金(労働基準法第119条第1号)
- 労働安全衛生法第97条第2項、最低賃金法第34条第2項等においても、同様に、監督官等への申告を理由とする不利益取扱いの禁止について規定。